

消防防災関係事業の取扱いについて

- 1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。
- 2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。
- 3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。
- 4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。
- 5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。
- 6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。
- 7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。

ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。
- 8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

平成 1 6 年 1 月 3 1 日 提 出

稲 沢 市 ・ 祖 父 江 町 ・ 平 和 町 合 併 協 議 会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 5 消防防災関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

【提案理由】

消防防災関係事業は、住民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するためには、欠かすことのできない事業である。そのため、新市においても、災害時等における指揮命令系統に支障が生じないように、無線設備や防災計画について、早期に統一できるよう調整する必要がある。

また、災害時等においては、自主防災組織の役割も重要であるため、その育成・強化のため、資機材等の整備や補助についても、充実を図る必要がある。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
<p>応援協 定、区 域</p>	<p>該当なし</p>	<p>災害応援協定 協定先 中島郡平和町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町</p> <p>消防相互応援協定 協定先 中島郡平和町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町</p>	<p>災害応援協定 協定先 中島郡祖父江町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町</p> <p>消防相互応援協定 協定先 中島郡祖父江町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町</p>		<ul style="list-style-type: none"> 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。
<p>防災関 係事業</p>	<p>総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部訓練 1会場 実働訓練 7会場 <p>避難場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所 26か所 一時避難場所 21か所 <p>防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> 基地局 1 車載用 20 可搬用 7 携帯用 14 	<p>総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校6校区の内から毎年1会場 <p>避難場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所 8か所 一時避難場所 なし <p>防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> 基地局 1 車載用 4 携帯用 34 	<p>総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合訓練は実施していない <p>避難場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所 6か所 一時避難場所 なし <p>防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> 基地局 1 車載用 2 携帯用 5 		<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。 避難場所等については、新市に引き継ぐこととする。 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
	<p>稲沢市地域防災計画 ・最終修正 平成15年</p> <p>稲沢市防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 市長 ・委員（32人以内） 指定地方行政機関の職員 県職員 警察官 市職員 教育長 消防機関の長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 その他 ・任期 2年 ・報酬 9,300円/日</p>	<p>祖父江町地域防災計画 ・最終修正 平成15年</p> <p>祖父江町防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 町長 ・委員（23人以内） 議会議員 教育委員会委員長 消防団長 消防委員会委員長 指定公共機関の職員 警察官 関係機関の長 ・任期 2年 ・報酬 6,000円/日</p> <p>祖父江町消防委員会 ・目的 消防団の運営、消防施設等の整備・改善等についての調査・審査又は意見の具申 ・委員定数 12人 ・現員数 12人 ・報酬 14,700円/年</p>	<p>平和町地域防災計画 ・最終修正 平成12年</p> <p>平和町防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 町長 ・委員（14人） 町職員 議会議長 教育委員会委員長 消防団長 ・任期 規定なし ・報酬 4,100円/日</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
消防関係事業	<p>消防施設設置補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A B C 粉末消火器： 8,800円（基準額）の1/3 ・ 小型動力ポンプ（B 2 級、 B 3 級、D 1 級）： 基準額の1/3 ・ 倉庫(5㎡以上)の新築、改築： 費用の1/3以内（上限 新 築30万円、改築10万円） 	<p>消防施設強化促進等補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は県の補助対象となる 小型動力ポンプ（設置）： 購入価格の1/3以内（上限 30万円） ・ 小型動力ポンプ<検定済>（維 持管理）：8,000円 ・ 小型動力ポンプ<未検定>（維 持管理）：3,000円 ・ 腕用ポンプ：3,000円 ・ 貯水池：3,000円 ・ 井戸：3,000円 	<p>消防施設整備事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は県の補助対象となる 小型動力ポンプ： 購入価格の1/2以内 ・ 消防施設強化促進法に定め る防火水槽： 本体工事費の2/3以内 ・ 循環している径40mm以上の 配水管に取付ける40mm以上 の消火栓： 本体器具費及び付帯工事 の1/2分以内（除く、配管 延長工事） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲沢市の例によ り調整する。 <p>祖父江町及び 平和町が所有し ている街頭消火 器等については、 合併時に、各地区 へ移管し、その後 の維持管理は各 地区で行うもの とする。</p>
自主防 災関係 事業	<p>自主防災会 主な活動内容 総合防災訓練への参加 訓練等の実施</p> <p>団体数 202行政区中193区に自主防 災会（144）あり</p> <p>自主防災訓練補助金 ・ 訓練主催団体に限る ・ 100円/世帯</p>	<p>自主防災会 主な活動内容 総合防災訓練への参加 訓練等の実施 各研修会の実施</p> <p>団体数 71行政区中69区に自主防災 会あり</p> <p>連絡組織として、祖父江 町自主防災会連絡協議会が ある。</p> <p>祖父江町自主防災会連絡協議会補助金 ・ 協議会に対して補助 ・ 800千円</p>	<p>自主防災会 主な活動内容 防災訓練への参加 各研修会への参加 訓練の実施</p> <p>団体数 26行政区中26区に自主防災 会あり</p> <p>該当なし</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織 については、現 行のまま新市に 引き継ぎ、自主 防災組織への補 助については、 稲沢市の例によ り調整する。 ・ 祖父江町自主防 災会連絡協議会 は、合併時に廃止 する方向で調整 する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
消防本部の位置及び名称				位置 稲沢市船橋町鯉坪321番地1 名称 稲沢中島広域事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した消防本部の名称とする。 (合併後) 市(新市名) 消防本部
消防署の位置、名称及び管轄区域				位置 稲沢市船橋町鯉坪321番地1 名称 稲沢消防署 管轄区域 稲沢市、祖父江町及び平和町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した消防署の名称とする。 (合併後) 市(新市名) 消防署
消防本部・署の組織				<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部(1) ・ 消防署(1) ・ 分署(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の消防本部として再編する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
愛知県尾張水害予防組合	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 2町が、合併の前日をもって脱退する。
公共的団体等	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に廃止する方向で調整する。
				<p>稲沢防火危険物安全協会</p> <p>目的 防火思想の普及宣伝、各種講習会の開催等</p> <p>委員数 15人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。
				<p>稲沢少年婦人防火委員会</p> <p>目的 消防ひろば協賛等</p> <p>委員数 14人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。